（その１）

収支報告書

（令和７年分
（　　開催分）

（ふりがな）　おだちもとゆきこうえんかい　えふわん

1 政治団体の名称　おだち源幸後援会「エフワン」

2 主たる事務所の所在地　大阪市中央区内本町1-2-8
ＴＳＫビル4階

3 代表者の氏名　（姓）尾立　（名）源幸

4 会計責任者の氏名　（姓）金子　（名）裕伸

事務担当者の氏名　（姓）岩﨑　（名）純子
（電話）06-6920-4080
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員全国比例（候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）尾立　（名）源幸

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）尾立　（名）源幸
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（候補者等）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
令－8.6.30
大阪府選挙管理委員会

受付
8.7.17
収支公開室
第　号

100930

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	3,032,836
（前年からの繰越額）	3,032,836
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	2,694,785
翌年への繰越額	338,051

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	143,587	0	
(4) 事務所費	2,242,284	0	
小計	2,385,871	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	308,914	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	308,914	0	
合計	2,694,785		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	カウネット文具	24,217	R7/3/29	株式会社ネットオフィス	愛知県名古屋市北区若鶴町154番地	
2	ガソリン	58,457	R7/5/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
3	カウネット文具	13,546	R7/8/29	株式会社ネットオフィス	愛知県名古屋市北区若鶴町154番地	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	96,220				
	その他の支出	47,367				
	合計	143,587				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	家賃1月分　折半分	113,791	R7/2/7	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
2	複合機リース　折半分	18,480	R7/2/7	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
3	家賃2月分　折半分	113,145	R7/2/28	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
4	複合機リース　折半分	18,480	R7/2/28	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
5	家賃3月分　折半分	117,930	R7/3/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
6	複合機リース　折半分	18,480	R7/3/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
7	家賃4月分　折半分	117,270	R7/4/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
8	複合機リース　折半分	18,480	R7/4/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
9	家賃5月分　折半分	112,128	R7/5/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
10	複合機リース　折半分	18,480	R7/5/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
11	家賃6月分　折半分	112,128	R7/6/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
12	複合機リース　折半分	18,480	R7/6/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
13	家賃7月分　折半分	112,829	R7/7/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
14	複合機リース　折半分	18,480	R7/7/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
15	家賃8月分　折半分	113,241	R7/8/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
	この頁の小計	1,041,822				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	複合機リース　折半分	18,480	R7/8/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
17	家賃9月分　折半分	112,788	R7/9/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
18	複合機リース　折半分	18,480	R7/9/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
19	家賃10月分　折半分	113,021	R7/10/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
20	複合機リース　折半分	18,480	R7/10/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
21	家賃11月分　折半分	112,485	R7/11/28	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
22	複合機リース　折半分	18,480	R7/11/28	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
23	家賃12月分　折半分	111,248	R7/12/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
24	複合機リース　折半分	18,480	R7/12/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪市中央区内本町1-2-8	
25	コンサルタント料	44,895	R7/1/24	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
26	源泉所得税	30,630	R7/1/29	東税務署	大阪市中央区大手前1丁目5番63号大阪合同庁舎第3号館	
27	コンサルタント料	44,895	R7/2/25	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
28	コンサルタント料	44,895	R7/3/25	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
29	コンサルタント料	44,895	R7/4/24	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
30	コンサルタント料	44,895	R7/5/20	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
	この頁の小計	797,047				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
31	コンサルタント料	44,895	R7/6/25	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
32	源泉所得税	30,630	R7/7/10	東税務署	大阪市中央区大手前1丁目5番63号大阪合同庁舎第3号館	
33	コンサルタント料	44,895	R7/7/25	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
34	コンサルタント料	44,895	R7/8/25	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
35	コンサルタント料	44,895	R7/9/25	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
36	コンサルタント料	44,895	R7/10/24	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
37	コンサルタント料	44,895	R7/11/25	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
38	コンサルタント料	44,895	R7/12/24	堀内英将	河内長野市荘園町1-5	
39						
	この頁の小計	344,895				
	その他の支出	58,520				
	合計	2,242,284				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ETC利用料	36,150	R7/1/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
2	ETC利用料	11,200	R7/3/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
3	タクシーチケット	10,314	R7/4/14	愛のタクシーチケット株式会社	京都市下京区高辻通室町西入繁昌町310番地	
4	ETC利用料	18,130	R7/4/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
5	ETC利用料	24,600	R7/5/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
6	ETC利用料	15,910	R7/6/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
7	ETC利用料	28,170	R7/7/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
8	タクシーチケット	10,404	R7/8/12	愛のタクシーチケット株式会社	京都市下京区高辻通室町西入繁昌町310番地	
9	ETC利用料	54,250	R7/8/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
10	ETC利用料	40,110	R7/9/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
11	ETC利用料	26,120	R7/10/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
12	ETC利用料	12,420	R7/11/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
13						
14						
15						
	この頁の小計	287,778				
	その他の支出	16,472				
	合計	304,250				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	4,664				
	合計	4,664				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘　　要	金　　額	年 月 日	備　　考
1	全日本遊技産業政治連盟	8,500,000	R1/7/3	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　29日

政治団体の名称　おだち源幸後援会「エフワン」

会計責任者の氏名　金子　裕伸

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年 6 月 25 日

おだち源幸後援会「エフワン」
代表　尾立源幸　殿

登録政治資金監査人　吉田邦彦
登　録　番　号　第　4611　号
研修修了年月日　平成 26 年 3 月 7 日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、おだち源幸後援会「エフワン」の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、おだち源幸後援会「エフワン」の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

おだち源幸後援会「エフワン」と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、おだち源幸後援会「エフワン」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上